最終改正　平成二年運輸省告示第百五十五号
令和七年国土交通省告示第百九十三号

標準貨物自動車運送約款

目　次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　事業所等
第一節　運送事業所等
第二節　通則（第三条～第五条）
第三節　運賃及び料金（第六条～第十七条）
第四節　貨物の受け渡し（第十八条・第十九条）
第五節　貨物の保管（第二十条～第二十四条）
第六節　運送の中止（第二十五条・第二十六条）
第七節　指図（第二十七条・第二十八条）
第八節　事故（第二十九条～第三十三条）
第九節　責任（第三十四条～第三十八条）
第十節　運送賠償額（第三十九条～第四十二条）
第三章　積込み又は取卸し等（第四十三条～第四十五条）

第一章　総則

（事業の種類）
第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当店は、前項の事業に附帯する事業等を行います。
3　当店は、貨物倉庫業を行います。
4　当店は、貨物自動車運送取扱事業を行います。

（適用範囲）
第二条　当店の運送する一般貨物自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
2　万一この運送約款の一部が無効となるときは、その無効な部分を除き、当店と顧客との間の運送に適用されるものとします。
3　当店は、前項の規定にかかわらず、法令の強行規定に反しない範囲で、貨物の申込みに応じることがあります。

第二章　運送事業所等

第一節　通則

（受付日時）
第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）
第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序によれ、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由があり、かつ、やむを得ないと認められる場合は、この限りでありません。

（引渡期間）
第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一　発送期間　発送期間の日数を合算した日数
二　輸送期間　輸送期間の日数を合算した日数
三　着荷期間　着荷期間の日数を合算した日数
2　前項の規定にかかわらず、当店は、貨物の引渡期間を、その貨物の性質、数量、運送の距離、輸送の方法、交通の状況、天候その他の事情を考慮して、これを延長することがあります。
3　当店は、前項の規定により引渡期間を延長するときは、その旨を、あらかじめ、当該貨物の荷送人に通知します。

第二節　運賃及び料金

（運送の申込み）
第六条　運賃を支払う者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（以下「運送申込書」という。）を提出して、当店に運賃及び料金の見積りを求めることができます。
一　運賃、料金等の額の計算に関係のある事項
二　貨物の種類、数量、容積及び性状
三　貨物の荷造り及び荷姿
四　貨物の引渡期間
五　貨物の発送地及び到着地（固定アンテナの設置されている場所を含む。）
六　その名称及び管理番号を含む。）
七　その他高層建築物にあっては、運送を容易にするための情報
八　荷受人の氏名又は商号及び住所
九　荷受人の電話番号
十　第六十二条に規定する貨物の種類及び取扱制限
十一　第六十三条に規定する貨物の梱包及び荷造り
十二　第六十四条に規定する附帯業務の委託をするときは、その旨
十三　本約款の規定により附帯業務の委託をするときは、その旨
十四　本約款の内容について不承諾する内容
十五　運送品の事故発出年月日
2　前項の運送申込書には、その貨物の運送に関し必要な事項を記載し、申込者が記名押印しなければなりません。
3　当店は、前項の運送申込書を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して提出することができます。
4　当店は、前項の運送申込書を提出しても、その内容が電磁的方法（電子的方式、光的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式であって、当該運送申込書を電磁的方法により提出することができます。）の場合において、当店は、当該運送申込書を提出した者に対し、当該運送申込書を電磁的方法により提出したことを通知します。

（運送の引受け）
第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者と運賃及び料金の額について合意したときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者から申込者であって、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しません。
一　貨物の名称又は品目
二　申込者及び荷送人の氏名又は商号
三　第六十二条第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
四　運送引受者の交付年月日
2　当店は、前項の運送引受書を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を提供したことを通知します。
3　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を提供したものとみなします。

（貨物の運送の問題）
第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。
2　当店は、申込者の同意を得て、その立会いの上で、貨物の種類及び性質について申込者が通知したことに疑いがあるときは、前項の規定により、貨物の種類及び性質について、当店の確認を求めることがあります。
3　当店は、前項の規定により確認をするときは、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異ならないときは、これによって生じた損害を賠償します。
4　当店が、前項の規定により確認をしないで、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に確認を求め